

浜松市有料老人ホーム指導調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に規定する有料老人ホーム（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録を受けているものを除く。）に対し、法第29条第11項の規定に基づき実施する指導調査について必要な事項を定め、もって有料老人ホームの入居者の保護に資することを目的とする。

(指導調査の実施機関)

第2条 指導調査は、健康福祉部福祉総務課が実施するものとし、指導調査班には同課の職員をもって充てる。ただし、必要に応じて健康福祉部の課（以下「関係課」という。）の職員を加えることができる。

(指導調査実施計画)

第3条 健康福祉部福祉総務課指導監査担当課長（以下「担当課長」という。）は、年度当初に指導調査の方針、対象、実施の時期等を内容とした指導調査の実施に関する計画（以下「指導調査実施計画」という。）を策定し、健康福祉部長に提出するものとする。この場合において、浜松市社会福祉法人等指導監査実施要綱第4条第1項に定める指導監査実施計画を準用することができる。

(指導調査の種類)

第4条 指導調査は、一般調査又は特別調査とする。

2 一般調査は、指導調査実施計画に基づき、一定の周期で実施する。

3 特別調査は、有料老人ホームの運営等に問題を有する場合（問題を有すると疑うに足りる理由がある場合を含む。）に随時実施する。

(一般調査の実施周期等)

第5条 一般調査は、毎年度実地又は書面により行うことを原則とする。ただし、前年度における一般調査の結果、おおむね適正な運営が確保されていると認められる場合は、当該年度におけるこの要綱による一般調査を省略することができる。

(指導調査事項)

第6条 指導調査は、次の各号に掲げる事項について行うことを原則とする。

(1) 設置者に関する事項

(2) 運営及び管理に関する事項

- (3) サービスに関する事項
- (4) 利用料、契約及び情報開示に関する事項
- (5) 前回の指導調査における指摘事項に対する改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）の状況に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（指導調査日程表）

- 第7条 担当課長は、指導調査実施計画に基づき、指導調査を実施する日の属する月の前々月の末日までに、各月の指導調査日程表を作成し、健康福祉部長に提出するものとする。
- 2 担当課長は、指導調査日程表の作成に当たっては、指導調査の対象となる有料老人ホームの業務運営の支障にならないように配慮するものとする。

（指導調査班）

- 第8条 指導調査班は、原則として班員2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は、原則として副主幹以上の職にある職員とするものとする。

（指導調査の実施方法）

- 第9条 実地による一般調査は、原則として次の各号に掲げる方法により実施するものとする。
- (1) 指導調査の対象となる有料老人ホームに対し、根拠規定、日時及び場所、調査担当職員の氏名等をあらかじめ文書により通知し、期日までに別に定める指導調査資料等の提出を求めるものとする。
 - (2) 調査担当職員は、あらかじめ提出された指導調査資料、前回の指導調査結果の問題点等について十分に検討を加え、一般調査の実効を期するものとする。
 - (3) 一般調査の実施に当たっては、ヒアリング方式により、関係資料等を閲覧する方法によるものとする。
- 2 書面による一般調査は、原則として次の各号に掲げる方法により実施するものとする。
- (1) 指導調査の対象となる有料老人ホームに対し、根拠規定、調査担当職員の氏名等をあらかじめ文書により通知し、期日までに別に定める指導調査資料等の提出を求めるものとする。
 - (2) 調査担当職員は、提出された指導調査資料等に基づき、一般調査を実施するものとする。
- 3 特別調査は、関係課と十分な協議を行い、その都度、個別に定めた方法により行うものとする。

(実施上の留意事項)

- 第10条 指導調査は、公平不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善措置等に関する指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るように努め、自律的な運営を促すものとする。
- 2 指導調査の結果、問題点を認めるときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めるものとする。

(講評、口頭指示、協議及び要望聴取)

- 第11条 調査担当職員は、指導調査の終了後、有料老人ホームの関係者の出席を求め、その結果について講評し、改善措置等を口頭で指示するものとする。
- 2 調査担当職員は、改善措置等について関係者の理解を求め、その発生原因と改善措置の方法について協議し、併せて要望を聴取するものとする。

(指導調査結果の報告)

- 第12条 調査担当職員は、指導調査終了後速やかに指導調査結果について復命書を作成し、健康福祉部長に報告するものとする。

(指導調査結果の指示及び確認)

- 第13条 指導調査の結果に基づいて行う有料老人ホームに対する指導は、次の各号に定める方法により実施するものとする。
- (1) 法令、通知等の違反が認められる場合
- ア 違反が認められる事項については、原則として、改善措置をとるべき旨を文書により指導する(文書指摘)。
- イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアに規定する指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導する(口頭指摘)。
- なお、口頭指摘を行う場合は、認識を共有できるよう文書により指導することができるものとする。
- (2) 法令、通知等の違反が認められない場合
- 運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができるものとする。
- 2 文書指摘事項及び口頭指摘事項の適用に当たっては、浜松市社会福祉施設等指導監査委員会設置要綱第1条に定める委員会の意見を聴くものとする。
- 3 文書指摘事項に対する改善措置の状況は、別に定めるところにより報告を求めるものとする。
- 4 指導調査により運営に重大な問題が認められる場合は、個々の事例に応じ、効果的かつ実施可能な指導を実施し、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導するものとする。

る。

(改善措置状況の報告)

第14条 担当課長は、有料老人ホームの関係者から文書指摘事項に対する改善措置状況の報告があったときは、健康福祉部長に報告するものとする。

(指導調査の実施報告)

第15条 担当課長は、指導調査の実施結果を当該年度終了後速やかに健康福祉部長に報告するものとする。

(指導調査結果の公表)

第16条 有料老人ホームに対する文書指摘事項及び改善措置状況については、別に定めるところにより公表するものとする。

(細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。